

お知らせコーナー

税証明窓口からのお知らせ

- Q 去年の収入はなかったけど、申告は必要なの？
 - A 次の場合は、収入0円でも申告が必要です。
 - 各種手続きで所得確認が必要な人
(児童手当・就学支援・医療給付・保育所入所など)
 - 所得課税証明書が必要な人
(扶養認定・健康保険関係・公営住宅など)
- ※所得課税証明書などが必要となる方は申告期間内に申告をしてください。期間後に申告された場合は、証明書の発行に日数を要することがあります。
- ※給与・年金の支払者から佐世保市役所へ支払報告書が提出されている方は、ご自身で申告しなくても所得課税証明書を取得できます。

税制改正のお知らせ(申告関係)

- 税制改正に伴い、令和6年度から市民税・県民税の取り扱いが変わります。
- 上場株式等の配当・譲渡所得等に係る所得税と住民税の課税方式の統一
令和6年度課税住民税から所得税(令和5年分確定申告)と異なる課税方式を選択できなくなります。所得税で確定申告することを選択した場合、住民税でも同様に所得に算入されます。それによって扶養控除や非課税判定、国民健康保険税等の算定に影響が出る場合があります。
 - 国外居住親族に係る扶養控除等の見直し
国外居住親族に係る扶養控除の適用を受けようとする場合、30歳以上70歳未満の成人については、次の場合を除き、扶養控除等の適用および非課税限度額の適用対象から外れることとなります。①留学生②障がい者③扶養控除等を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている人。
- ※詳しくは市ホームページをご覧ください。

事業者のみなさんへ

令和6年度(令和5年分) 給与支払報告書の提出期限は **1月31日(水)** です
給与支払報告書の提出は便利なエルタックスをご利用ください。
<https://www.eltax.lta.go.jp>

マイナンバーの記載が必要です



佐世保税務署からのお知らせ

令和5年分の申告期限と納期限

- 所得税・贈与税…令和6年3月15日(金)
- 個人事業者の消費税および地方消費税…令和6年4月1日(月)

佐世保税務署の確定申告会場は

令和6年2月16日(金)から開設します。
【受付時間】午前9時～午後4時
※土・日曜、祝日は休みとなります。
※3月の申告期限間際は、特に大変混み合いますので、来場を検討されている方は、お早めのお来場をお願いします。

入場整理券が必要です

- 確定申告会場の混雑回避のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。
- ※入場整理券の配布状況に応じて、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いする場合があります。

配布方法

- LINEアプリによる事前発行
(来場希望日の10日前から予約可能)
国税庁LINE公式アカウントを友だち追加または
- 会場当日配布(先着順)



※申告会場では、スマートフォンをお持ちの方は、原則、ご自身のスマートフォンにより、ご自身で申告書の作成を行っていただきます。
※マイナンバーカード方式によりスマホ申告を行う場合には、マイナンバーカードの暗証番号(署名用:英数字6～16桁、利用者証明用:数字4桁)が必要となります。

■ご自宅からの申告がおススメです！

ぜひ、自宅からのe-Tax(スマホ・PC)をご利用ください。

作成コーナー 検索



【問い合わせ先】

佐世保税務署 Tel.0956-22-2161
(自動音声でご案内しています。)

給与所得者の住民税は特別徴収で

給与所得者である従業員の個人住民税(市県民税)は、事業者が特別徴収によって納入することが義務付けられています。ご理解とご協力をお願いします。

申告受付
特集号

令和6年度

市民税・県民税・

国民健康保険税等の申告について



重要なお知らせとお願い

- 令和6年度の申告受付を、中央保健福祉センター(すこやかプラザ)で行います。市役所本庁舎では受付できませんのでご注意ください。
- 返信用封筒が入っている申告書(簡易申告書)は、提出期限までに郵便で提出して下さい。
- 混雑を避けるため、来場時に整理券を配布します。

申告受付日程

本庁管内

受付期間	申告会場
2月8日(木)～3月15日(金) 午前9:00～11:30 午後1:00～4:00 ※土・日曜、祝日を除きます。	高砂町5番1号 中央保健福祉センター(すこやかプラザ) 8階 講堂

※申告受付日にかかる、町ごとの割り当てについては次ページをご確認ください。

会場を変更
しています!

支所・行政センター 管内

受付期間	申告会場
受付日程・申告会場等については次ページをご確認ください。	

整理券の配布について

当日来場時に当日有効の整理券を配布します。

令和6年〇月〇日 本庁

見本 ① 1

呼出予定
② **9:00～9:30**
お呼びするまでお待ちください

- ⑦来場日
整理券は記載された日付でのみ有効です。ご注意ください。
- ①整理券の番号
こちらの番号でご案内します。来場者の申告内容によって順番が前後する場合があります。
- ②呼出予定時間
整理券に記載の時間内にお呼びし、受付を開始します。混雑状況により、受付開始までお待ちいただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

整理券配布開始時間

8:45から整理券をお配りします。
※以下の会場は配布開始時間が異なりますのでご注意ください。

宇久(1日目)	13:45～
黒島(1日目)	12:45～
高島	10:45～

- 事前予約はできません。順番取りのため早朝からお並びになるのはご遠慮ください。
- 待合席数に限りがありますので、申告会場でお待ちいただけない場合があります。混雑状況により、整理券を配布後に一度ご退場いただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

申告受付日程(受付日ごと町名一覧)

本庁管内

申告会場	受付日	受付指定町名	受付日	受付指定町名	
中央保健福祉センター (すこやかプラザ) 8階講堂	2月 8日(木)	大黒、新港、立神	2月26日(月)	泉、常盤、長尾、元、谷郷、赤崎、宮地、船越、下船越	
	2月 9日(金)	折橋、春日	2月27日(火)	團田、平瀬、松浦、相生、赤木、天満、湊、小野(本庁管内)、横尾	
	2月13日(火)	天神1～3丁目	2月28日(水)	清水、保立、比良、東大久保、西大久保、熊野、名切、東浜	
	2月14日(水)	天神4～5丁目、十郎新町	2月29日(木)	今福、御船、梅田、松山、長坂、鹿子前	
	2月15日(木)	福田、中通、花園、八幡、上、高砂	3月 1日(金)	天神、木風、崎辺	
	2月16日(金)	若葉、潮見、藤原、福石	3月 4日(月)	神島、小島、石坂、矢岳	
	2月19日(木)	田代、烏帽子、木場田、浜田、万徳、栄、鶴渡越、桜木、庵浦、野崎、儀ヶ浦	3月 5日(火)	祇園、高天、勝富、松川、光月、島瀬	
	2月20日(火)	白南風、三浦、須田尾、峰坂、戸尾	3月 6日(水)	須佐、小佐世保	
	2月21日(水)	本島、上京、宮崎、京坪、下京、塩浜、万津、山県、島地、稲荷、東山、千尽、大宮	3月 7日(木)	高梨、白木、山祇	
	2月22日(木)	俵、金比良、宮田、城山、山手			
	3月8日(金)～3月15日(金)	指定日に申告できなかつた方(支所・行政センター管内含む) ※土・日曜、祝日除く			

支所・行政センター 管内

受付時間/9:30～11:30 午後1:00～3:30

※黒島地区・高島地区・宇久地区は時間が異なりますのでご注意ください。

申告会場	受付日	受付指定町名
鹿町地区 コミュニティセンター	2月 5日(月)	鹿町(深江、深江潟、新深江、土肥ノ浦、口ノ里、鹿町)
	2月 6日(火)	鹿町(大屋、中野、船ノ村、下歌ヶ浦、上歌ヶ浦、長串)
江迎地区文化会館 インフィニタス	2月 7日(水)	江迎(鯉尾、中尾、末橋、三浦、北平、乱橋、小川内、赤坂、志戸氏、七腕)
	2月 8日(木)	江迎(梶ノ村、北田、飯良坂、根引、栗越、奥川内、長坂)
	2月 9日(金)	江迎(上川内、埋立、猪調、田ノ元)
針尾地区 コミュニティセンター	2月13日(火)	午前 針尾東、針尾中 午後 針尾西、針尾北
	2月13日(火)	宇久(平) (受付時間)午後2:00～4:00 ※受付人数の制限により、当日受付できない場合があります
宇久行政センター	2月14日(水)	宇久(神浦、飯良、本飯良、寺島、太田江) (受付時間)午前9:00～11:30 午後1:00～4:00
	2月15日(木)	宇久(平、野方、大久保、木場) (受付時間)午前9:00～11:30 午後1:00～4:00
	2月16日(金)	宇久(小浜) (受付時間)午前9:00～11:00
	2月13日(火)	黒島 (受付時間)午後1:00～4:00
黒島地区 コミュニティセンター	2月14日(水)	黒島 (受付時間)午前9:00～12:00 午後1:00～2:00
	2月15日(木)	午前 瀬道、萩坂、奥山、宮津 午後 南風崎、城間、長畑
高島漁業体験館	2月16日(金)	高島 (受付時間)午前11:00～12:00 午後1:00～3:00
江上地区 コミュニティセンター	2月19日(月)	午前 有福 午後 指方、江上、ハウステンボス
	2月20日(火)	午前 柚木元、筒井、柚木、小舟 午後 上柚木、潜木、高花、川谷、里美、戸ヶ倉、下宇戸
小佐々地区 コミュニティセンター	2月21日(水)	小佐々(小坂、臼ノ浦、矢岳)
	2月22日(木)	小佐々(黒石、田原、平原、岳ノ木場、西川内、葛籠、楠泊)
広田地区 コミュニティセンター	2月26日(月)	午前 崎岡、重尾、浦川内、中原、広田、広田1～4丁目 午後 権常寺、権常寺1丁目
	2月27日(火)	吉井(草ノ尾、福井、板樋、梶木場、直谷)
吉井活性化センター (ソレイユ吉井)	2月28日(水)	吉井(春明、踊瀬、橋川内、橋口、大渡、前岳、上吉田、田原、吉元、下原、乙石尾、高峰、立石)
	2月29日(木)	世知原(開作、上野原、槍巻、赤木場)
世知原支所	3月 1日(金)	世知原(長田代、太田、木浦原、筥瀬、岩谷口、栗迎、北川内、中通、矢櫃)
	3月 4日(月)	午前 桑木場、新替、三川内本、口の尾、吉福、横手、江永、下の原 午後 心野、木原、新行江、塩浸、三川内、三川内新
中里皆瀬地区 コミュニティセンター 文化ホール	3月 5日(火)	午前 中里、吉岡、下本山、上本山、八の久保、岳野 午後 皆瀬、野中、楠木(中里皆瀬支所管内)、菰田、十文野、牧の地、踊石、白仁田、小川内
	3月 6日(水)	午前 瀬戸越、瀬戸越1～4丁目、田原、矢峰、松原 午後 楠木(大野支所管内)、原分、松瀬、知見寺、大野
日宇地区 コミュニティセンター	3月 7日(木)	黒髪、もみじが丘
	3月 8日(金)	大塔、日宇、大和、白岳、沖新、卸本、大岳台、ひうみ
早岐地区 コミュニティセンター (旧東部住民センター)	3月11日(月)	花高1～4丁目
	3月12日(火)	早岐1～3丁目、田の浦、勝海、陣の内、上原、平松、早苗、若竹台
相浦地区 コミュニティセンター	3月13日(水)	母ヶ浦、日野、星和台、椎木
	3月14日(木)	相浦、小野(相浦支所管内)、大潟、愛宕、上相浦、木宮、川下、新田、竹辺、浅子、光、棚方

申告をしなければならない人

令和6年1月1日現在、佐世保市内に住所のある人で、下記項目に該当する人です。

ただし、所得税の確定申告を行うと、市民税・県民税・国民健康保険税等も申告したことになります。

※申告書は昨年申告状況などにより1月下旬ごろ送付します。申告書が届いていない人でも、下記に該当する場合は申告が必要です。

●佐世保市の国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者およびその世帯の世帯主

※収入がなくても申告が必要です。

●営業等、農業、不動産、配当、一時、雑所得などの所得がある人

※給与や年金以外の所得が20万円以下のため所得税の確定申告が不要な人でも、市県民税の申告は必要です。(年末調整をしている人も含まれます)

●給与所得者で次に該当する人

- 勤務先で年末調整をしていない人
令和5年中に退職し再就職していない人、日雇いの人など
- 給与以外の所得がある人
営業等・農業・不動産・配当・一時・雑所得(公的年金等所得を含む)など

●公的年金等の受給者で次に該当する人

公的年金等以外の所得がある人
給与・営業等・農業・不動産・配当・一時・雑所得など

●各種控除を追加する人

扶養(16歳未満の方を含む)、障害者、寡婦、ひとり親、社会保険料、生命保険料、地震保険料、医療費、寄附金など
※公的年金等の収入が400万円以下で所得税の確定申告が不要な人でも、各種控除の追加を行う場合は、市県民税の申告が必要です。

●収入がなかった人

- 各種手続で所得確認が必要な人
(児童手当・就学支援・医療給付・保育所入所など)
- 所得課税証明書が必要な人
(扶養認定・健康保険関係・公営住宅など)
※所得課税証明書の発行には申告が必要です。(ご家族の扶養親族になっている人も含む。)

申告に必要なもの

1 市・県民税の申告書

申告書は昨年の申告状況などにより送付します。
ご自宅に届いている場合は持参してください。
申告書をお持ちでない人は、申告会場でお申し出ください。

2 個人番号および本人確認書類

申告者ご本人様の①～②いずれかの書類が必要となります。

- マイナンバーカード
- 個人番号のわかる書類+身分証明書各種
(運転免許証など、詳しくは佐世保市ホームページに掲載の「平成29年度より、市県民税の申告には「マイナンバー」が必要です」をご覧ください。)



3 収入に関する書類

- 給与・年金収入がある人
 - 令和5年分の給与所得や公的年金等の源泉徴収票
給与収入がある人で、源泉徴収をされていない事業所などに勤務されている場合は、雇用主からの支払証明書や月別の収入がわかる書類をご持参ください。

- 営業等、農業および不動産などの収入がある人
 - 令和5年中の収入金額や必要経費がわかる書類
帳簿および領収書、報酬の支払証明書など
 - 収支内訳書
申告会場へ来場される前に作成し、ご持参ください。

- その他収入がある人
 - 令和5年分の一時所得や雑所得、配当所得などの収入金額や必要経費がわかる書類

4 控除に関する書類

- 障害者控除
 - 本人や扶養親族の障害者手帳など(コピー可)

- 社会保険料控除
 - 令和5年中に支払った社会保険料の支払額がわかる書類
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・任意継続した健康保険料・国民年金保険料の領収書や支払証明書など

- 生命・地震保険料控除
 - 令和5年中に支払った生命保険料、地震保険料の控除証明書

- 寄附金控除
 - 令和5年中に次の団体に支払った寄附金の領収書など(控除の適用は、支払った合計額が2千円を超える場合)
都道府県、市区町村、長崎県共同募金会、日本赤十字社長崎県支部、条例で指定された法人や団体

- 小規模企業共済等掛金控除
 - 令和5年中に支払った小規模企業共済等掛金、確定拠出年金法に基づく企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金および心身障害者扶養共済掛金の支払金額がわかる書類

- 勤労学生控除
 - 本人の学生証(コピー可)

- 医療費控除
 - 医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書
令和5年中に医療を受けた人、支払った医療費、医療機関名および生命保険などで補てんされた金額などをまとめたもの。
申告会場へ来場される前に作成し、ご持参ください。

医療費控除明細書の記入例

(1)医療を受けた方の氏名	(2)病院・薬局などの支払先の名称	(3)医療費の区分	(4)支払った医療費の額	(5)4のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
佐世保 太郎	〇〇病院	診察費・治療 薬料 検査料 入院料	12,000 円	
〃	JR.〇〇バス	診察費・治療 薬料 検査料 入院料	1,560	